第 9 号議案

佐賀市教育委員会公印規則及び佐賀市教育委員会組織規則の一部を改正 する規則

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成20年6月24日

教育長 田部井 洋文

(提案理由)

佐賀市立富士生涯学習センターの開館に伴い、改正する必要があるので、 この案を提出する。

佐賀市教育委員会規則第 号

佐賀市教育委員会公印規則及び佐賀市教育委員会組織規則の一部を改正 する規則

(佐賀市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 佐賀市教育委員会公印規則 (平成17年佐賀市教育委員会規則第2号) の一 部を次のように改正する。

別表中

Γ

富士出張所	IJ	IJ	就学事務用	富士出張所	1
用教育長印			公民館使用許可用	教育課長	

を

Γ

富士出張所	IJ	<i>II</i>	就学事務用	富士出張所	1
用教育長印			富士生涯学習センタ	教育課長	
			一使用許可用		

に改める。

(佐賀市教育委員会組織規則の一部改正)

第2条 佐賀市教育委員会組織規則(平成20年佐賀市教育委員会規則第6号)の一 部を次のように改正する。

第5条富士出張所教育課の分掌事務第5号を次のように改める。

(5) 生涯学習センターに関すること。

別表第1中「、佐賀市立富士公民館」を削る。

別表第2中「佐賀市立富士公民館」を「佐賀市立富士生涯学習センター」に改め る。

附則

この規則は、平成20年7月19日から施行する。